

令和6年度 就学援助費支給制度のお知らせ



印西市では、経済的な事情で給食費や学校の集金などの支払いにお困りの保護者に就学援助費の支給を行っています。

●対象者

印西市に居住し、かつ住民票がある場合で、印西市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者又は印西市立小学校に入学予定の幼児の保護者のうち、次のいずれかに該当する保護者です。

- ①生活保護法による保護を受けている保護者（**要保護**）
- ②生活保護法による保護が停止又は廃止を受けて3カ月に満たない保護者（**準要保護**）
- ③経済的理由により生活が困窮していて就学援助が必要と認められる保護者（**準要保護**）

●支給内容・支給額：3学期分

- 要保護・準要保護児童生徒共通支給：修学旅行費・医療費（対象疾病のみ）
- 準要保護児童生徒：共通支給の他に下表の支給内容となります。

支給費目	学用品・通学用品費	校外活動費	修学旅行費	クラブ活動費	学校給食費	通学費
対象	全学年	全学年	該当学年	全学年	全学年	全学年
支給額	小学生 3,470円 (1月～3月分) 認定月により月割り	交通費・宿泊費・見学料等の実費の全額	交通費・宿泊費・見学料等の実費の全額	1,380円を上限に実費の全額 (年額)	実費の全額	実費の全額
	中学生 6,240円 (1月～3月分) 認定月により月割り	交通費・宿泊費・見学料等の実費の全額	交通費・宿泊費・見学料等の実費の全額	15,075円を上限に実費の全額 (年額)	実費の全額	実費の全額

※ 集金により学校で一括購入する物の他に保護者が購入した学用品、通学用品、部活用品も対象となりますので、レシートや領収書等は保管するようにしてください。

●申請書類 ※①②は市ホームページからダウンロードできます。学校にも用意してあります。

- ① 就学援助費支給申請書
- ② 世帯全員のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー入り住民票の写しのいずれか一つ）のコピー
- ③ 保護者の運転免許証・旅券・在留カード・身体障害者手帳・健康保険者証等のコピーのいずれか1つ

●申請方法

申請書類を学校に提出してください。

※マイナンバーのわかる書類は封筒に入れるなどして見えないようにしてください。

●認定・支給決定

申請月の翌月からの認定となります。

（12月申請の場合は1月分からの認定になります。決定結果は学校を通じて通知します。）

※所得額等の確認ができない場合は、決定が遅れることがあります。

●認定基準

世帯員の合計需要額の1.3倍を基準額とし、世帯員の所得額等の合計が基準額を下回ることが、準要保護児童生徒の認定基準となります。

○「世帯員」とは

児童生徒と同居し、生計を共にしている者をいいます。

- ・住民票で世帯を別にしている場合、同じ家屋で生計を共にしている場合は、世帯員とみなします。
- ・単身赴任などで別居している場合、その者の収入で生活している場合は、世帯員とみなします。

○「合計需要額」とは

生活保護法の保護基準のうち生活扶助費基準、住宅扶助基準、教育扶助基準及び学校給食費を基に算定した世帯員の需要額の合計をいいます。

- ・保護基準は、家族の人数や年齢により異なります。
- ・生活保護法の改正により、保護基準は変更することがあります。

○「所得額等の合計」とは

令和5年中の所得額の合計、養育費、失業給付、児童扶養手当、遺族年金、その他の諸収入の合計をいいます。

- ・給与以外の所得がある方は、あらかじめ確定申告を済ませておいてください。
- ・印西市で所得額が確認できなかった場合は、世帯員の所得額がわかる書類（市町村民税課税証明書等）の提出をお願いします。
- ・現在の収入が令和5年のものに比べて著しく減少しているなど所得額等に変化が生じている場合は、学務課にご相談ください。

●基準額の目安

- <ケース①> 父（40代）、母（30代）、小学生1人、就学前2人……………5人家族・賃貸
約360万円以下
- <ケース②> 父（50代）、中学生1人……………2人家族・持家
約170万円以下
- <ケース③> 母（30代）、小学生1人、中学生1人……………3人家族・賃貸
約310万円以下
- <ケース④> 母（40代）、小学生1人、中学生1人、祖父（60代）、祖母（70代）……………5人世帯・持家
約320万円以下

※あくまでも目安です。世帯の状況（人数、年齢、持家・賃貸）により異なります。

※申請前に個々の世帯の基準額を仮算定することはできません。

問い合わせ

印西市教育委員会学務課学務係

TEL 0476-33-4704